

「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」(案)に関する意見

我々電子情報産業技術協会(JEITA)は、素材から電子部品や半導体、また、民生電子製品から産業システム機器、さらには、IT製品からソリューションサービス等を含む日本の代表的な電子情報産業の業界団体であり、当該団体を構成する事業者は、グリーン社会の実現に向けて、様々なステークホルダーと密接な連携の下に事業推進しているところ、当協会としては、今回示された考え方に賛同するとともに、具体的な想定例が今後も追加されていくことを期待する。一方で、本案の位置づけとしては、独占禁止法上問題となる行為を知らしめて規制していくことを目的とするものではなく、独占禁止法がグリーン成長にかかる取り組みを阻害しないよう柔軟に対応していくことを知らしめることを目的とするものであることが望ましい。そのため、従前の独占禁止法上の考え方とグリーン事業における考え方に違いがあるのであれば、それを示していただけると当該考え方の本意が事業者などに、より明確に伝わるものと考えます。

以上の考えのもと、個別の論点について、下記に意見を記載する。

<意見1>

該当箇所：p.6

意見内容：業務提携について、将来的には、「業務提携に関する検討会」報告書(令和元年7月10日)と本報告書の内容を一元化し、関係性等について分かりやすくして頂きたい。

(「業務提携に関する検討会」報告書の各要素に対して、グリーン社会の実現を目的にした行為の各要素がいかなる影響を与えるのかも記載する等)

理由：競争制限効果と競争促進効果が認められる行為の場合、「業務提携に関する検討会」報告書と本報告書案で示される相談事例等を用いて総合考慮すると理解しているが、情報が分散していることで、いずれを重点的に参考にすべきか等分かりにくいため。

<意見2>

該当箇所：p.9(生産設備の共同廃棄)

意見内容：「生産設備の共同廃棄」に関して、重要な競争手段である設備の廃棄時期等を競争者と共同で決定することは、事業者間の公正な競争を阻害する可能性がある一方で、サーキュラーエコノミーを実現する上で、サプライチェーン全体でより効率の良い生産設備に切り替えていくことは必要な施策であると考えます。実情を踏まえた、独占禁止法上問題となる行為の想定例の見直しや、独占禁止法上問題とならない行為のより具体的な想定例の追加をいただきたい。なお、本考え方において示された<独占禁止法上問題となる行為の想定例>は、いかなる場合でも違法となるとは限らないため、<独占禁止法上問題となる”可能性がある”行為の想定例>と記載したうえで、想定例に該当しても必ずしも独禁法上問題にならないケースがあることや、その具体例を記載することも一案である。

また、想定例における判断が、「共同の取組：検討フローチャート」のどのSTEPで実施されたか記載があるとより良いと考える。

理 由：(上記意見内容を含む)

<意見 3>

該当箇所：p. 39

意見内容：「単独の取引拒絶」と「優越的地位の濫用」の関係性を明確にして頂きたい。

理 由：「単独の取引拒絶」について、グリーン社会の実現を踏まえた考え方が示されているが、理論的には、「単独の取引拒絶」としても問題ないとされている場合であっても、「優越的地位の濫用」の観点で問題になることはあり得ると思われるところ、今回示された考え方においても、そのように整理されているのか、あるいは、「単独の取引拒絶」として問題ないとされる場合には、「優越的地位の濫用」の観点からも問題ないということになるのかは明確にした方が良くと考えるため。

<意見 4>

該当箇所：p. 43～p. 50 (優越的地位の濫用行為と価格転嫁との関係について)

意見内容：グリーン社会の実現を目的にした一定の取り組みを下請け事業者に求める行為について独禁法上の問題の有無を検討する際に、当該取り組みにおいて生じるコスト上昇について、十分な価格改定交渉を行っているか否かがひとつの考慮要素となっているように見受けられるが(例えば P45 の事例など)、その際の判断基準としては、「価格転嫁円滑化施策パッケージ」などを通じて示されているものと同じ基準や運用上の取り組みが用いられるのか、或いは、それとは別の基準・観点で考えることができるのかについて可能な範囲で考え方を示して頂きたい。また、グリーン社会の実現を目的にした行為の場合も、今後、価格転嫁の実態調査を行う等の対応を予定しているのかについて、既に方針が定まっているようであれば、示して頂きたい。

理 由：近年の物流費高騰や半導体等電子部品の需給ひっ迫などの状況を受けて、「価格転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、中小企業が適切に価格転嫁できるよう、従前以上に踏み込んだ運用が為されているように認識している。グリーン社会の実現に向けた取り組みにおいても、コスト上昇に関する価格転嫁については、それらと同様の考え方或いは運用が為されるか否かは、発注企業として関心を持たざるを得ないため。

以上